

柏企第5号
平成29年2月14日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎弦一様

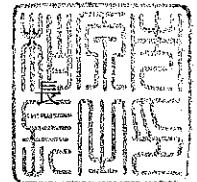
連合大阪河内地域協議会

議長 中谷広孝様

連合大阪八尾柏原地区協議会

議長 萩窪敏政様

柏原市



「2017（平成29）年度自治体政策予算」に対する要請について（回答）

向春の候、貴団体におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年9月28日付けで要請のあった、標記の件について、別紙のとおり回答します。

2017(平成 29)年度自治体政策予算要請に対する回答

柏 原 市

要請に対する回答

No.1

番 号	1－(1)	担当課	産業振興課
要 望 内 容			
雇用・就労対策の充実・強化について			
大阪府域の就労支援拠点の充実に向けて、大阪府（OSAKAしごとフィールド）、堺地区（JOBステーション）、吹田地区（JOBナビ）に加えて、河内・北河内地域に拠点の増設をはかり、府域全体で就労支援事業を強化すること。			
回 答			
本市の就労支援としては、障害をお持ちの方、ひとり親家庭の親、高齢者の方など働く意欲がありながら様々な阻害要因により就労ができない方に対して、柏原市地域就労支援センターで就労支援を実施しております。また、平成28年5月には本市、柏原市商工会、大阪労働局の3者による「柏原市雇用対策協定」を締結し各機関が緊密に連携し、就労支援を含む雇用対策の強化を図っております。			
市役所内部の連携としては、就労支援の関係部署（福祉部局・教育部局）との情報共有や課題解決のため定期的に連絡調整会議を開催し、必要に応じてケース会議の開催等実施し、相談者に適切な支援を実施できるよう努めております。			
就労支援策の広域的な取り組みとしては、大阪府、八尾市、八尾商工会議所、ハローワーク布施、柏原市、柏原市商工会、ハローワーク河内柏原等と共に「かしわら・やお就職フェア」の開催や、介護人材不足に対する支援策として、ハローワーク河内柏原、柏原市商工会、柏原市の共催で介護施設見学会・面接会を介護の日に合わせて実施しております。今後もOSAKAしごとフィールドなどを活用、連携し、地域の実情にあった取組みの実施を推進してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	1-(2)	担当課	産業振興課
要望内容			
地方創生交付金事業を活用した就労支援について			
地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U I J ターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として待遇改善助成金等を検討すること。			
回答			
本市の地域就労支援事業において、相談者が一度は就職するものの、持続できなく、すぐに辞めてしまう人が多い傾向であると就労支援コーディネーターが実感し問題意識をもっております。一度就職すると定着できるように、就労後も定期的に相談者に連絡等をとり、定着支援に努めてまいりたいと考えております。			
また、若年層の支援策として、市内高校生を対象として市内企業見学会を開催し、企業の製品の製造技術や職場の様子などを知っていただき、魅力のある企業の発見、今後の就職活動の参考にしていただくよう取り組んでおります。今後の市の取組みについては、業績評価指標（KPI）を設定し、事業を検証してまいりたいと考えております。			
次に、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援策として待遇改善助成金等については、関係機関等と協議し国に対して要望してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	1-(3)	担当課	産業振興課
要望内容			
産業政策と一体となった基幹人材の育成について			
大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。			
回答			
若者のものづくり離れがみられる中、ものづくり分野において長年培われた技能の継承、後継者育成が重要であると考えております。大阪の基幹産業である「ものづくり」の技術継承・後継者育成に向けて「ものづくりマイスター」の養成が必要であり、若年技能者的人材育成を行う中小企業団地等や教育訓練機関に対して「ものづくりマイスター制度」の周知等を行い、後継者育成の支援を図ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	1—(4)	担当課	産業振興課
要望内容			
地域就労支援事業について			
<p>未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。</p>			
回答			
<p>本市と柏原市商工会、大阪労働局の3者で「柏原市雇用対策協定」を平成28年5月に締結し、各機関が緊密に連携し、就労支援を含む雇用対策の強化を図っております。また、市役所内部の連携として、就労支援の関係部署（福祉部局・教育部局）との情報共有や課題解決のため定期的に連絡調整会議を開催し、必要に応じてケース会議の開催等実施し、相談者に適切な支援を実施できるよう努めております。</p>			
<p>次に、求職者への支援としては、「ジョブマッチング柏原」、「やお・かしわら就職フェア」、柏原まち・ひと・しごとネットを活用したウェブ版就職フェアの開催、ハローワーク河内柏原、柏原市商工会、柏原市の共催で介護施設見学会・面接会を開催しております。</p>			
<p>今後の取組みとしては、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や「地域労働ネットワーク」を活用し、好事例を参考に地域の実情に応じた取り組みを推進</p>			

してまいりたいと考えております。

要請に対する回答

No.1

番号	1-(5)	担当課	産業振興課
要望内容			
若者支援について			
中卒者、高校・大学中退者、ひきこもり、心身の不調を抱える若者などに関して、地域での居場所の確保を含め、就労に至るまでの支援ができるしくみを構築すること。また、若者が将来を見通しながら安心して社会に踏み出し、自立生活を送れるよう、自治体としての若者支援構想をつくり施策展開をはかること。			
回答			
現在、心身の不調を抱える若者などに関して、一般就労が困難な方、就職が続かない方が就労に至るまでの支援として、就労準備支援事業を実施しています。今後も就労支援の関係機関と連携して就労に至るまでの支援を行ってまいります。			
また、平成29年1月より、働くことに踏み出せない若者を対象に、パソコンの基礎講座や適職診断講座など実施していただく相談機関として、東大阪若者サポートステーションが柏原市内に柏原サテライトを開設いただきました。今後も東大阪若者サポートステーションと連携して、若者就労支援を強化してまいります。			
次に、市としての若者支援構想については、平成28年5月に柏原市、柏原市商工会、大阪労働局で「柏原市雇用対策協定」を締結し、若者に対する就労支援と人材確保を含める雇用対策を強化し、効果的な取り組みを十分協議し推進してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	1-(6)	担当課	生活福祉課
要望内容			
生活困窮者自立支援の充実・強化について			
<p>生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。</p>			
回答			
<p>当市では柏原市社会福祉協議会に委託し、自立相談支援員と主任自立相談支援員を各1名ずつ庁舎内に配置しており、庁内連携の支援調整会議も開催しているため、困窮担当課以外での相談もつなぎやすく、初期アセスメントも取りやすい体制をとっています。就労準備支援員も1名配置し、一般就労が困難な方や就職が続かない人への就労準備支援事業を実施しています。また就労支援員も1名配置し、自立に向けた就労相談に応じております。</p>			
<p>中間的就労としてスマールステップで一般就職へと進めるよう、地域貢献委員会を通じて、市内社会福祉施設に呼びかけ、就労訓練事業として受け入れをしていただいております。また、産業振興課と連携し、就労訓練事業の開拓を検討していきたいと考えております。</p>			

要請に対する回答

No.1

番 号	1 - (7)	担 当 課	産業振興課
要 望 内 容			
労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について			
改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。			
回 答			
改正をむかえた各種労働法制の周知については、大阪総合労働事務所、柏原市商工会等関係機関と連携し、企業、商工業関係団体等へ市広報紙、市ウェブサイトなどで周知しております。			
また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化策として、大阪府社会保険労務士会大阪東支部の協力により、平成29年1月より月1回市役所にて出張無料相談会を開設しております。			
今後も、大阪府総合労働事務所等と連携して労働相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番 号	1 - (8)	担当課	産業振興課
要 望 内 容			
いわゆる「ブラック企業」対策について			
長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働く企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワーカルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。			
回 答			
ブラック企業対策については、大阪府総合労働事務所や大阪労働局など関係する機関と連携し、市広報紙、市ウェブサイトなどで情報周知を図り、被害防止を図っております。			
また、柏原市創業支援事業計画のネットワーク機関である柏原市商工会、日本政策金融公庫等とは、新規開業企業経営者に労務管理を含めたワーカルールを厳守していただくため、雇用労働相談センター等活用していただくために連携して周知してまいりたいと考えております。			
次に、悪質な企業には、大阪府、大阪府労働局と協議、相談し、適切かつ厳しい対策など、必要な措置等検討してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番 号	1 - (9)	担 当 課	人権推進課
要 望 内 容			
仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について			
<p>女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。尚、女性活躍推進法に基づき各自治体に策定を義務付けられた特定事業主行動計画が、実効あるとりくみになるよう努めること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。</p>			
回 答			
<p>本市では、「第3期かしわら男女共同参画プラン」にもとづき、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実に向けて、講座、講演を実施しエンパワーメント及びワークライフバランスの推進に努めております。特に、ワークライフバランスの推進においては、男性のための料理教室を開催し男性の意識改革に取り組んでおります。また、特定事業主行動計画では、取組事項の実効性を確保するため、各項目について目標数値及び達成期間を定め、施策を推進しているところであります。今後も創意工夫を行い、目標達成と啓発効果の向上に努めてまいります。</p>			

要請に対する回答

No.1

番号	2-(1)	担当課	まちの魅力づくり課
要望内容			
観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について			
訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QR コードや ICT を活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。			
回答			
本市では、地域資源である特産物や山・川の自然及び歴史的資源を活用し、新たな観光資源の掘り起し取り組んでいるところです。また、魅力のある観光地となるためには、関西地域が広域の相互協力の必要であることを強く認識しており平成 28 年度から万葉の地を歩くことをテーマに「地域の観光力」「地域の商工力」「地域の健康力」の推進のため、奈良県香芝市、三郷町、王寺町と共同して、広域観光ルート整備計画を進めています。国内外の皆様に魅力のある観光地となるためには、受け入れ側のハード面及びソフト面の充実が必要であると考え、平成 27 年度は 2箇所にフリー Wi-Fi の環境整備を行いました。厳しい財政状況のため、全ての要望への即時の実施は困難な状況ですが、今後の課題・検討事項と捉え、実施に向けて調査・研究に努めてまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	2-(2)-①	担当課	産業振興課
要望内容			
ものづくり総合支援拠点の充実について			
MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。			
回答			
産業の振興には、中小ものづくり企業の技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成などが重要であると考えております。ものづくりの総合支援拠点であるモビオの活用を市内中小ものづくり企業に積極的に周知し、支援策も検討してまいりたいと考えております。			
また、社会福祉事業に貢献する企業など「地元で大切にしたい会社」のPR等の支援策として、平成27年12月に開設した柏原市内事業所情報サイト「柏原まち・ひと・しごとネット」を充実させ企業のPR活動等に積極的に支援してまいりたい。			

要請に対する回答

No.1

番号	2-(2)-②	担当課	産業振興課
要望内容			
TPPにおける完全累積制度の活用支援について			
TPPの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめ細かな支援体制を構築すること。			
回答			
TPPが発効されると中小企業にとってのメリットとしては、輸出する自国で製造した工業製品の関税撤廃、製造された商品がどこの国でつくられたかを特定する原産地規則のルールの中で「完全累積制度」の導入により、原産地の付加価値基準を満たす場合、原産品と認められることなどあります。市として、市内中小企業に活用していただくために、近畿経済産業局や柏原市商工会、関係機関と連携し、きめ細かな支援体制を構築し、制度の周知等図ってまいります。			
また、市広報紙、ホームページ、柏原市事業所情報サイト「柏原まち・ひと・しごとネット」等の周知媒体を活用し、事業所等に広く情報発信してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番 号	2 - (2) -③	担当課	産業振興課
要 望 内 容			
中小・地場企業への融資制度の拡充について			
中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。			
回 答			
企業に対する融資制度については、小規模事業者に対して柏原市小規模企業事業資金融資制度と大阪府市町村連携型中小企業融資と連携して実施しております。			
また、開業支援については、平成27年5月に産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し認定を受け、柏原市、柏原市商工会、日本政策金融公庫がネットワークを構築し、創業支援を実施しております。今後も日本政策金融公庫や大阪府の開業資金融資制度の利用など、利用者等の意見などを参考に関係機関と協議し、支援策を検討してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	2-(2)-④	担当課	産業振興課
要望内容			
最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について			
雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大坂がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。			
回答			
景気、消費物価指数等、地域の実情を踏まえて最低賃金審議会において、議論された上、最終、各都道府県労働局長が最低賃金を定めることとされています。景気や消費物価を良くする、雇用戦略対話で合意された額の実現をめざすため、厚生労働省が各企業の好取組事例や「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」などの情報を企業に対しての周知してまいります。			
また、今後も大阪府や大阪労働局と連携し、効果的な企業への支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

要請に対する回答

No.1

番 号	2－(4)	担 当 課	産業振興課
要 望 内 容			
下請取引適正化の推進について			
中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。			
中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。			
回 答			
本市には、製造企業が多く、特に中小零細企業で占められています。中小労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であると考えております。そのために、下請二法や下請ガイドライン等の活用していただけるよう、周知徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	2-(5)	担当課	危機管理課、産業振興課
要望内容			
非常時における事業継続計画(BCP)について			
業務継続計画(BCP)未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。			
回答			
平成23年に発生した東日本大震災以降、災害発生時における災害対応は、もとより通常業務の継続性も重要事項であると認識しております。また、昨年に発生しました熊本地震でも、各市町において業務継続計画(BCP)の策定の有無により初動体制の動きに早遅の差が見られたことから本市においても喫緊に策定しなくてはならないと改めて認識しております。			
本市につきましては、平成27年度に柏原市地域防災計画を改訂した後、新たに柏原市地域防災計画推進3事業の計画をつくり、第1事業として平成29年度から平成30年度までの2カ年の計画予定で、災害時における柏原市業務継続計画(BCP)策定を進めてまいりたいと考えております。			
また、BCP策定について、中小企業庁が策定した「中小企業BCP策定運用指針」などを活用し、策定及び継続的な運用が中小企業に普及するよう商工業関係団体など訪問し、情報提供を行うとともに、柏原市商工会が実施しているBCP導入のススメ講演会などの取組みの周知を行い計画策定の支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番 号	3- (1)	担当課	高齢介護課
要 望 内 容			
地方包括ケアシステムの実現に向けて			
今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。			
回 答			
団塊の世代が後期高齢者となる2025年向け、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。なかでも、「医療」と「介護」の連携を推進し、高齢者に対して切れ目のない医療・介護サービスを提供できるよう取り組んでまいります。			
「医療」と「介護」の連携を推進するため、本市においては、地域包括支援センターが中心となり、医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネ協会などの協力を得て、「医療と介護の連携研究会（いかしてネットかしわら）」を開催しています。現在研究会では、市内の医療機関と介護従事者の協力関係を築けるよう研修会を開催するなどの取り組みを実施しています。今後も、「医療と介護の連携研究会」を定期的に開催し、医療と介護の連携を推進するための課題を把握し、その対策や施策展開を検討してまいります。			
また、本市が参加する大阪府中河内在宅医療懇話会等の協議状況等を把握し、住民代表者等の意見を参考に介護保険事業計画等に反映させてまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(2)	担当課	健康福祉課
要望内容			
予防医療の促進について			
大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25~29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進、疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康新くりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。			
回答			
本市では、国や大阪府の健康づくり及び食育予防対策に関する動向をもとに、市民が健康で生きがいのある人生を送るために、市民一人ひとりが主体的に健づくりに取り組む「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって進めていくことを重要としております。			
本年度は、大阪府の「第2次大阪府健康増進計画」他の方針を踏まえ、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、「第3期健康かしわら21計画(健康増進計画)及び第1期柏原市食育推進計画」を策定中であります。			
策定にあたり、市民の健康に対する意識や行動などを把握し、今後の健康づくり施策のあり方を検討するため、無作為に抽出した市民2,000人と市内中学3年生及び小学6年生に学校を通じてアンケートを実施いたしました。			
アンケートの内容は、7項目(栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、病気の予防)についてたずね、世代別、項目別に集約し、統計データの結果を踏まえ、今後の健康増進・疾病予防に繋がる事業の検討材料とし、また、「第3期健康かしわら21計画(健康増進計画)及び第1期柏原市食育推進計画」策定後は、市民の現状・課題を周知し、市民			

一人ひとりが健康づくりへの意識向上のため、広報・ホームページ等で公表し、
啓発してまいります。

要請に対する回答

No.1

番号	3-(3)	担当課	健康福祉課
要望内容			
不育症の助成金制度について			
特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。			
相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。			
回答			
1回の治療費が高額となる不育症治療については、医療保険が適用されないものが多く、治療を受ける方々にとって経済的・精神的負担となっていることから、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」助成制度の拡充と不育症治療の助成制度の創設をするとともに、特定不妊治療等すべての治療に対して医療保険の適用措置が実現するよう国・府に従前より要望しております。			
不育症治療についての独自支援策につきましては、実態を十分に理解した上で先行実施している自治体などの状況を検証し、今後の検討課題としてまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(4)	担当課	福祉指導監査課、高齢介護課
要望内容			
介護労働者の待遇改善と人材の確保について			
労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう待遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を検討すること。			
回答			
介護労働者の賃金改善や資質向上の促進を目的とした介護職員待遇改善加算が創設されており、介護職員の資質向上や雇用管理の改善の推進及び介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境の整備が図られています。また、加算算定の際には待遇改善計画書の提出を求めており、実績報告や実地指導時には、適切に待遇改善が図られているか確認しています。			
その他、資質向上のために研修の機会が確保されているか研修計画や実施記録等を作成するよう事業所に促し、市からも研修の情報があればホームページなどで周知することで、介護人材の専門性の向上を図っています。			
また、介護人材確保に向けて、平成27年度から大阪府が中心となり、中河内地域において介護人材確保連絡会議を発足し、就職説明会を開催しております。今後引き続き会議に参加し、効果的な取り組みを検討してまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(5)	担当課	高齢介護課
要望内容			
認知症行方不明者対策の強化にむけて			
平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えてい 中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されてい るにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につなが る情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシ ステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう 見直しを図ること。また、近隣県、特に奈良県・和歌山県にもSOSネットワー クの連携を広げること。			
回答			
認知症高齢者による徘徊対策として、本市においても徘徊高齢者SOSネット ワーク事業に取り組んでいます。この事業では、近隣市町村・大阪府のほか、奈 良県、和歌山県等とも連携し、徘徊高齢者を広域で探索できるよう協力体制を構 築しています。			
また、認知症により徘徊癖のある高齢者を介護する家族に対して、位置情報が 検索可能なGPS端末を貸与し、位置確認から緊急現場駆けつけサービスまでト ータル的にサポートする事業を実施しております。			
今後ますます認知症高齢者が増えることが予想され、本市においてもオレンジ プランに基づき認知症施策を推進してまいりたいと考えております。その一環と して、認知症高齢者とその家族が安心して生活できるよう、「徘徊高齢者SOS ネットワーク事業」、「徘徊高齢者家族支援事業」、「身元不明迷い人台帳」など、 認知症施策全般について広く市民に通知してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(6)-①	担当課	障害福祉課
要望内容			
障害者への虐待防止・予防			
平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以来、大阪府の相談・通報・届出件数が全国の中でも多く、中でも擁護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備とともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。			
回答			
本市では、障害者虐待防止対策事業を柏原市社会福祉協議会へ業務委託し、虐待防止センターを設置することにより、24時間の通報・相談体制を敷き、障害者への虐待防止に努めているところでございます。			
通報又は相談者への対応につきましては、電話や面談による聞き取りを行い、必要な案件については、必ず、当センターの担当者と障害福祉課の担当者2人で訪問し、調査することとしています。更に方針決定等を行う場合は、各担当者と障害福祉課及び当センターの所属長等によるコアメンバー会議を開催し、情報の共有、今後の方針決定等を行っています。			
本市といたしましては、障害者虐待防止対策事業は、人命にも関わる大変重要な業務と捉えており、被虐待者の一時避難所を確保したうえで、通報や相談に応じ、迅速に対応しているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。			

要請に対する回答

No.1

番 号	3 - (6) -②	担当課	障害福祉課、産業振興課
要 望 内 容			
障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備			
本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。			
回 答			
本市では、全ての市民が障害の有無に関わらず、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を目指し、差別の解消及び権利擁護の推進に取り組んでいます。			
平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、庁内におきましては、部長会や所属長会議を通じ、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」について周知を図り、関係部署の協力体制を整えてまいりました。			
また市民に対しましては、相談場所の混乱を回避するため、本法律に関する対応窓口を障害福祉課として周知を図り、職員の対応要領についても人事課と協議を重ね、早期の設置に向けて取組みを進めています。			
本法施行後の相談件数は2件となっていますが、今後、市域を越えた場所でのトラブルについての相談や解決に向けた具体策の検討など、本市のみで解決を図ることが困難な事例について、大阪府広域支援相談員を窓口とし大阪府との連携を深め取組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。			

改正障害者雇用促進法について、実効性あるものとするための取組みとして、柏原市、八尾市、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター、大阪府総合労働事務所が主催する「障害者雇用を考える集い」を開催し、雇用主や障害者支援者等を対象に講演及びシンポジウムを開催し、障害者雇用に関する理解や情報を発信しています。

また、平成28年5月に本市、柏原市商工会、大阪労働局の3者による「柏原市雇用対策協定」を締結し、企業が障害者雇用の理解を深め、障害を持つ求職者に、より多く雇用機会を提供できるよう障害者雇用を促進してまいりたい。今後も、法律の改正内容等を関係機関等に周知徹底していきたいと考えております。

要請に対する回答

No.1

番号	3-(7)-①	担当課	こども政策課
要望内容			
全自治体の高位平準化			
保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭が おかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な 見直しを行うこと。			
回答			
国におきまして「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方 を基本に、質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、 地域の子ども・子育て支援の充実を推進する「子ども・子育て支援新制度」が 施行されました。本市におきましてもこれまでの取り組みを継承しつつ、新制度の下で、「柏原市こども未来プラン」を策定しました。策定に際しましては、 条例に基づき、労働者の代表や子どもの保護者、学識経験者により構成される 「柏原市子ども・子育て会議」を設置しており、「柏原市こども未来プラン」における事業計画の進捗管理や内容の検証をこの会議において行っております。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(7)-②	担当課	こども政策課、学務課
要望内容			
待機児童の解消			
<p>市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。</p>			
回答			
<p>本市では、国の基準に基づき待機児童数を公表しておりますが、平成28年4月時点での待機児童は0人となっております。今後も、認定こども園への移行等も含めた公立施設の再編や民間活力の導入により、待機児童が発生しないよう努めてまいります。</p>			
<p>また、認可外保育所については、現在のところ認可の申請はありませんが、申請があれば検討してまいります。保育士、幼稚園教諭等の労働条件と給与水準については確保しており、配置につきましても適正に行っております。</p>			
<p>幼児教育及び保育の充実のため、必要な幼稚園に臨時講師や付添介助員を配置し、職場環境の改善を図る予定です。</p>			
<p>給与については、前年度と同様に、教育職給料表を用いて公平で適正な水準を確保する予定です。</p>			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(7)-③	担当課	こども育成課
要望内容			
病児・病後児保育の充実			
<p>子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから事業拡大に向けて取り組みを強化すること。特に、サービス業等に従事する世帯のために、休日保育を拡充すること。その際、病児・病児後保育ができるよう努めること。</p>			
回答			
<p>本市の病児・病後児保育につきましては、生後6か月から小学校6年生までを対象として、病気あるいは病気の回復期の状態で集団生活が困難な時に、一時的に預かり保育をする事業として、現在、市内医療機関1箇所に業務委託し、子育ての充実を図っています。</p>			
<p>しかしながら、事業拡大については、医療機関の協力と多大な経費が必要となり、また、休日保育についても、保育士確保の課題もあって、財政状況や保育士不足のため、非常に難しい状況にあります。</p>			

要請に対する回答

No.1

番 号	3 - (7) -④	担 当 課	こども政策課
要 望 内 容			
<p>「子ども・子育て会議」の労働者代表の参画について</p> <p>仕事と生活の両立のために子育て支援の充実が必要であり、労使の参画は不可欠である。国の「子ども・子育て会議」のメンバー構成と同様に、子育て当事者の参画に配慮した構成員による市町村版「子ども・子育て会議」の設置を行うこと。</p>			
<p style="text-align: center;">回 答</p> <p>本市では、「子ども・子育て支援法第77条第1項」の規定により、「柏原市子ども・子育て条例」を平成25年7月5日に制定しました。また、この条例に基づき、労働者の代表や子どもの保護者、学識経験者等により構成された、「柏原市子ども・子育て会議」を設置しております。</p>			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(8)-①	担当課	企画調整課、こども政策課
要望内容			
子どもの生活に関する実態調査 大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会やこども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。			
回答			
本市では、平成28年9月に大阪府と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施いたしました。調査の単純集計結果が11月末に示され、その結果につきましてはホームページに掲載して、市民への周知を図っております。なお、本調査の詳細な分析結果は今年度末に示される予定となっております。 また、当市の子どもの貧困対策としまして、「子どもの豊かな未来を考えるプロジェクト」を立ち上げ、にぎわい都市創造部、健康福祉部、こども未来部、教育部、政策推進部の各部局が連携して取り組みを進めることができる体制を整えております。 今後、実態調査の分析結果を踏まえたうえで、各部局が必要となる施策や事業を検討するとともに、関連機関や団体等との協力もいただきながら、子どもの貧困解消に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えています。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(8)-②	担当課	企画調整課
要望内容			
子ども食堂			
「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損く、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。			
回答			
現在、子どもの貧困対策としまして「子どもの豊かな未来を考えるプロジェクト」を立ち上げ、にぎわい都市創造部、健康福祉部、こども未来部、教育部、政策推進部の各部局が連携して取り組みを進めることができる体制を整えております。			
これまで市では、スクールカウンセラー、子どもの学習支援、生活困窮者自立支援、地域就労支援など、子どもの貧困に係る施策や事業を実施しておりますが、今年度末に示される予定の「子どもの生活に関する実態調査」の分析結果も踏まえた上で、今後必要となる取り組みを各部局において検討し、それらを連携して、実施してまいりたいと考えております。その中で「子ども食堂」などへの支援につきましても検討してまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	3-(8)-③	担当課	こども政策課
要望内容			
児童育成の健全化			
本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。			
回答			
今回の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、「身近な場所における支援業務を適切に行うこと」と市の責務が明確化されました。本市では、保育士が各家庭に訪問する養育家庭訪問事業や子育て支援センターでの各種事業を実施することで、児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者への支援を行っております。また、これらの各事業において家庭での養育に特別な支援が必要であると思われる世帯に対しましては、児童とその保護者の状況等を把握し、的確な支援を検討し実施していく場としまして、各関係機関のメンバーから構成される「柏原市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の防止に努めております。			

要請に対する回答

No.1

番号	4-(1)	担当課	指導課
要望内容			
指導体制・相談体制を強化した教育の質的向上に向けて			
大阪府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。また、子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、教職員のみでは解決が困難である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。			
回答			
学力を高めるための取組みとして、35人以下の少人数学級の効果は、十分認識しています。それだけに、今後の継続性も含めて国に対しては、大阪府と連携し、機会を捉えて1, 2年生の35人学級の継続と3, 4年生への拡充に向けて働きかけていきたいと考えております。			
スクールカウンセラーは、今年度より非常勤嘱託職員として2名配置しています。このことによって、全小学校への配置が可能となり、児童・保護者・教職員の相談体制が整いました。			
スクールソーシャルワーカーは、府単費の15回に加え、市単費の25回を併せて計40回を2名のワーカーで対応しております。今後も派遣回数の増加に向けて府へ働きかけを行うとともに、市の予算についても拡充に向けて努めたい。			

要請に対する回答

No.1

番号	4-(2)	担当課	指導課
要望内容			
奨学金制度の改善について			
今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。			
回答			
学生が学費の支払いへの不安から、進学を諦めてしまうことは、決してあってはならないと考えております。学ぶ意欲のある学生を支援するために給付型奨学金制度の創設を、機会を捉えて要望してまいります。			
奨学金ローンを抱える市民の相談に応じることは、市の責務であるため、現在整備している相談窓口を今後も広く周知し、相談に応じる体制を再構築してまいります。			
地方創生枠奨学金の導入についても府や周辺市町村の動向を見ながら、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	4-(3)	担当課	指導課
要望内容			
労働教育のカリキュラム化について			
連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。			
回答			答
生産年齢人口の推移は減少の一途を辿っている。2060年には現在の約半数近くまで減少する見込みであります。非正規雇用者の増加、無業者や早期離職者の状況の実態を鑑みると、キャリア教育・職業教育の在り方は学校だけに留まらず、地域、社会が一体となった取組みが重要であることは言うまでもありません。したがって現在取り組んでいるカリキュラムを更に充実させられるよう働きかけていきたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	4-(4)	担当課	指導課
要望内容			
主権者を育てるために 18歳選挙権がスタートした。学校教育のみならず、平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を進めること。各自治体においても、選挙管理員会等で若者の投票行動を促す手立てを講じること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。			
回答			
近年の若年層の選挙離れは著しく、本市においても若いほど投票率が低くなっています。主権者教育の重要性は十分に認識しております。昨年は、法改正により選挙年齢が18歳に引き下げられたことを受け、本市におきましても、市内の高校で3年生を対象に選挙の出前講座を実施しました。平成29年度におきましても、学校からの要望にスムースに対応できるよう体制を整え、出前講座や模擬選挙、さらには、投票箱等の選挙備品の貸し出しを通じて選挙啓発に取り組みます。法律や司法関連に関する教育は主に小学6年及び、中学3年の社会科で取り上げ学習指導要領に則り進めており、今後は、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要な基本的な資質を養うよう、教育の充実に努めていきたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番 号	4－(5)	担当課	選挙管理委員会
要 望 内 容			
投票率向上の取組みの強化			
<p>投票行動は、主権者の国民が選挙に参加し、国民の意思を反映する最も重要な機会である。4月6日に成立した改正公職選挙法の主旨を踏まえ、投票行為を促す啓発行動や環境整備をこれまで以上に取り組むこと。特に、期日前投票の投票率は年々増加傾向にあり、今後投票率を向上させる施策として期日前投票のさらなる推進を図ること。そのうえで、駅や大型商業施設等への投票所の設置と時間の延長等、有権者の利便性を確保し、投票しやすい環境を整えること。</p>			
回 答			
<p>投票時間の延長や共通投票所の設置が可能となるなど、法の整備が進んでいますが、実施には投票所を開設する場所等、各地域の事情を踏まえ解決すべき問題が多くあります。また投票時刻の延長につきましても、府下実施している市町村の投票率等の状況を参考として、本市の財政状況も勘案し、有権者のご理解を得て、利便性の確保に努めてまいります。</p>			

要請に対する回答

No.1

番 号	4-(6)-①	担当課	人権推進課
要 望 内 容			
女性に対する暴力の根絶			
平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。			
回 答			
本市のDVに係る相談は平成27年度26件、同26年度24件、同25年度は42件と件数は一旦減少したもの再度増加しつつある状況で、内容は深刻化してきています。個々の相談記録から取り扱った事案を検証したり、各地で発する事件を勘案すると、円満解決、被害者保護・再起の観点からみて被害者だけを見て考える処遇、対策では不十分で加害者にも注目して対策・処遇を考える必要性が多々あります。こういった中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され去る1月3日から施行され規制対象の行為が拡大されたり禁止命令等の手続きの簡易迅速化が図られることになったので、個人情報の保護等に留意し関係機関と連携し、改正法を活用していきます。また、平成27年度は男性からのDV相談も3件ありましたので相談員の資質向上等施策を講じてまいります			

要請に対する回答

No.1

番 号	4-(6)-②	担当課	人権推進課
要 望 内 容			
差別的言動の解消			
本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。			
回 答			
'本邦外出身者に対する不当な差別言動に関する法律'が昨年6月に施行されました。同法では、「ヘイトスピーチは、不当な差別的言動であり、あってはならぬもので、地域社会に深刻な亀裂を生じさせるものである」とされております。罰則はありませんが啓発の根拠として、非常の強固なものといえます。本市では、職員が各種行政を通じて、ヘイトスピーチの解消に留意すべく昨年に続き2年連続でヘイトスピーチについての研修を実施する他、各種イベントや街頭での啓発、ポスター掲示、人権協会の研修にコリアタウンでのフィールドワークを取り入れていただくなど啓発体制をとっていますが、昨年6月に警察庁の通知によりヘイトスピーチ街宣参加者が警戒の対象となったことを踏まえ、実情やむを得ざる場合においては、所轄警察署との連携も視野に入れ体制を構築します。			

要請に対する回答

No.1

番号	4-(7)	担当課	人権推進課
要望内容			
大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について 2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大坂におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。			
回答			
リバティおおさかは、人権問題に関する様々な展示を通して、命の大切さや人権や共生について学習することができ、体験的に共生社会の在り方やその大切さについて、気づきや発見ができる唯一の人権博物館であることから、近隣市町村、関係機関と共に存続について働きかけを行ってまいります。また、周辺地域のフィールドワークも含めると1日を通した社会学習が可能となることから、人権教育の場として最適であり、子どもと同時に教員も学べるよう、リバティおおさかでの学習の機会をもっていただくよう教育委員会に働きかけていきたいと考えています。また地域等における人権啓発活動の推進として、本市人権協会の研修での活用実績があり、今後の活用を考えていただくよう働きかけてまいります。			

要請に対する回答

No.1

番 号	4-(8)	担当課	財政課
要 望 内 容			
地方税財源の確保に向けて 財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。			
回 答			
本市の財政状況は、少子高齢化や人口減少、また景気の低迷などの影響で市税や地方交付税などの歳入の増が見込めない一方で、社会保障関係経費の増加や老朽化する公共施設の改修、また災害対策の面からも公共施設の耐震化など行政課題が山積しており、今後も厳しい財政運営が見込まれています。本市においては、平成17年度より「柏原市新行財政計画」に基づき、将来にわたる効率的な行財政運営と地域の創造的発展に資する地方分権改革の推進に積極的に取り組んできたところでありますが、「柏原市行財政健全化戦略（第2期）」として平成27年度から平成31年度の5箇年を集中取組期間と定め、徹底したスクラップアンドビルドの原則のもと策定した具体的取組項目を実行していくことにより、今後も継続して行財政改革を行ってまいります。また、今後増加が見込まれる社会保障経費等に対応するため、府下各市と連携し、地方消費税を基本に国から地方への税源移譲による税源拡充等を要望してきたところであり、今後も引き続き府市長会を通じて要望を行ってまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	5-(1)	担当課	環境保全課
要望内容			
省エネ対策の推進について			
<p>省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。</p>			
回答			
<p>本市では、省エネ・低炭素社会の実現をめざし、地域住民の環境意識を向上させるための取組みとして、環境家計簿の配布があります。環境家計簿は日常生活の中で何気なく使用している電気・水道・ガスから直接・間接的に温室効果ガスを排出していることを知ってもらい、環境にやさしい暮らしを実践してもらうためのツールとなります。そこで、環境家計簿の作成にあたっては、使用者が使い勝手のよいものとしたいことから、市民ボランティアに作成してもらいました。この環境家計簿を、イベント等で配布することで啓発をしております。</p>			
<p>また、大阪府では、省エネ・低炭素社会の構築に向け、おおさかスマートエネルギー協議会を設立し、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給者が省エネや再生可能エネルギーの利用等に関する情報を共有しながら、地域におけるエネルギー問題を協議し、問題解決に向けた取り組みを推進しているところです。</p>			
<p>本市も市町村部門会議に参画しておりますが、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援の要望があった場合、おおさかスマートエネルギー協議会と連携や協力依頼をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお</p>			

願いします。

要請に対する回答

No.1

番号	5-(2)-①	担当課	環境保全課
要望内容			
廃棄物対策と循環型社会形成の取り組み強化			
<p>大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみ分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産される製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取りくむこと。</p>			
回答			
<p>本市では、めざすべき循環型社会を構築するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）事業を積極的に推進するとともに、廃棄物の適正処分の処理を周知することにより分別排出・資源のリサイクル化を啓発し、ごみ排出量のさらなる削減に努めているところであります。</p>			
<p>3Rの具体的な取り組みとしましては、発生抑制（リデュース）の取り組みとして、買い物時のレジ袋削減、マイバック推進などのキャンペーン運動を行っております。</p>			
<p>再使用（リユース）の取り組みとして、家庭で不要になった子ども服を回収し、新たに再使用していただく子ども服リユースフェアの開催や家庭で眠っている食器類を回収し、新たに再使用していただく食器リユースフェアの開催。併せて、割れ欠けした陶磁器製食器については再生食器の材料として回収し、再生利用（リサイクル）する取り組みを行っております。</p>			
<p>再生利用（リサイクル）の取り組みとしましては、ペットボトル・紙パックの拠点回収や使用済小型家電の拠点ボックス回収、市内の公共施設から排出される</p>			

廃棄書類などの古紙類を回収しています。また、地域の団体による集団回収を支援し、市民向けに公共施設に古紙の拠点も設けております。

今後も循環型社会の実現に向けて、大阪府をはじめ関連部署と連携しながら推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

要請に対する回答

No.1

番号	5-(2)-②	担当課	環境保全課
要望内容			
食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携			
食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食糧提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。			
回答			
本市では、食品廃棄物の削減におきましては、小中学校の授業でも食育と触れられている中、小学4年生を対象に環境教育としてごみ減量をはじめ3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び食品廃棄物の減量について出前授業を行っております。			
また、日本食生活指導センターから講師を招き、家庭からの生ごみ排出抑制と食材を残さず有効利用することを目的とし、なおかつ栄養のバランスを考え趣向を凝らしたエコロジーライフクッキングを開催しております。			
今後も食品廃棄物の削減にむけて、充実した施策を講じてまいりたいと考えております。また、フードバンクなど食品の有効活用の取り組みを関連部署と連携しながら推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。			

要請に対する回答

No.1

番 号	5-(3)	担当課	産業振興課
要 望 内 容			
6次産業の推進と担い手の確保・育成			
食料自給率の向上の観点からも「大阪産(もん)」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。			
回 答			
地産地消の取り組みとして、小中学校の給食において地元産農産物(ぶどう・みかん・若ごぼう・小松菜など)の利用をしていただいている。また、市内の飲食店において、地元産のぶどうやみかんを使用した新商品の提供を行っていただけるよう、試作用の農産物の提供や、商品のPRを行っております。			
学校現場での現場体験として、田植えから稲刈までの体験を地元農家及びJA・大阪府の協力により、5校の小学校において実施しております。			
今後も地産地消及び農業啓発の取り組みを関係機関と協力しながら進めたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

要請に対する回答

No.1

番号	5-(5)	担当課	産業振興課
要望内容			
消費者政策の推進と消費者保護			
消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。			
回答			
消費者被害の発生・拡大の防止の取組みとして、敬老の日の高齢者福祉大会開催に合わせ、高齢者の方に、特殊詐欺などが多発していることに注意して頂き、被害を未然に防ぐために消費生活啓発講演会を開催しております。消費者事故等の被害の発生・拡大の防止の取組みとして、消費者庁が注意喚起の情報を公表した時は、いち早く市ウェブサイトに掲載し情報提供しております。			
また、市広報紙では、よくある消費者トラブルなどの注意喚起として、定期的に「消費生活ワンポイント講座」を掲載しております。			
さらに、未成年者契約の取消しが出来なくなる二十歳の新成人を対象に、成人式にて「くらしの豆知識」を配付し、消費生活啓発に取り組んでおります。			
なお、消費者行政の組織体制の充実の取組みとして、本市においては平成29年度より消費生活センター化の実現に向け、相談体制を整え、相談機能の強化を図ってまいりたいと考えております。			

要請に対する回答

No.1

番号	6-(1)	担当課	都市計画課
要望内容			
空き家対策の強化			
<p>増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。</p>			
回答			
<p>今年度策定予定である「柏原市空家等対策計画」において、特定空家等を含む空家等に対する基本方針や施策、措置の方法などを定めることにより、増加傾向にある空き家への対策を推進します。また、空き家の利活用についても「柏原市空家等対策協議会」や「柏原市空家等対策庁内調整会議」において検討し、関係各課と連携のうえ、利活用施策を促進します。</p>			

要請に対する回答

No.1

番号	6-(2)-①	担当課	道路水路管理課
要望内容			
<p>「交通基本計画」の策定と市町村との連携</p> <p>交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。</p>			
<p>回答</p> <p>柏原市において、法定必置ではないため、現在、「交通基本計画」の策定予定はありませんが、大阪府が公共交通戦略を策定したことを踏まえ、交通基本計画の策定について考えてまいります。</p>			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			

要請に対する回答

No.1

番号	6-(2)-②	担当課	道路水路管理課
要望内容			
交通・運輸政策の専任者の人材育成			
<p>2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。</p>			
回答			
<p>柏原市においては、現在、交通政策基本法に基づいた「交通基本計画」の策定予定はありませんが、大阪府が公共交通戦略を策定したことを踏まえ、交通基本計画の策定について考えてまいりますと共に、交通・運輸政策担当者の人材育成についても情報収集に努めてまいります。</p>			

要請に対する回答

No.1

番 号	6 - (2) -③	担当課	道路水路管理課
要 望 内 容			
交通バリアフリーの整備促進と安全対策			
公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。			
回 答			
柏原市では公共交通機関利用者の安全確保を図るため、平成15年に策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、駅を中心とした特定経路に視覚障害誘導用ブロック、駅舎内のエレベーター設置などを行っております。			
また、安全性向上のためのホームドア・可動式ホーム柵の設置については、各鉄道会社に問合せしたところ、近畿日本鉄道ではホームドア設置に向けた研究を行っていると伺っており、JR西日本では、乗降10万人以上の駅を優先して設置すると公表されています。			
今後も、本市といたしましては鉄道会社と連携し公共交通機関利用者の安全確保を図るため、バリアフリー化等の施策を進めてまいりたいと考えています。			

要請に対する回答

No.1

要請に対する回答

No.1

番 号	6 - (4) -①	担当課	経営総務課、危機管理課、教育総務課
要 望 内 容			
社会インフラ対策の強化			
<p>社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。</p>			
回 答			
<p>水道施設の耐震化は、柏原市水道事業実施計画に基づき整備を進めており、管路の更新に当たっては、耐震性能を有する管路に順次布設替えを行い、浄水及び配水の重要な施設については、耐震診断を実施し、玉手浄水場の耐震補強工事や配水池の緊急遮断弁設置などを行ってまいりました。今後も引き続き耐震化を進めることにより災害対策の強化を図ってまいります。</p>			
<p>また、下水道施設は、柏原市公共下水道整備第7次五箇年計画に基づき整備を進めており、雨水ポンプ場施設の老朽化対策は、今後ストックマネジメント計画で更新計画を策定する予定であるとともに、下水管渠についても計画段階から耐震化を考慮した設計を検討し、耐震対策を進めております。</p>			
<p>平成28年度に小学校2校の校舎の耐震化工事を実施しましたことから、耐震化工事が必要となる小・中学校は、残り中学校1校となっております。</p>			
<p>当該校につきましては、平成29年度の工事実施を予定しております。</p>			

なお、国や大阪府が公表されている柏原市の南海トラフ地震の震度は6弱と想定されており、また、生駒断層帯地震など激しい地震被害が生ずる恐れもあるため、主要なライフライン対策及び避難施設等の耐震化について、今後も強化に向け関係機関部署と連携し、今まで以上に災害に強いまちづくりの基盤となるライフラインの構築に努めてまいります。

要請に対する回答

No.1

番号	6-(4)-②	担当課	危機管理課
要望内容			
防災・減災対策の充実・徹底			
平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。			
また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。			
さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。			
回答			
災害時の避難や誘導等の市民周知については、職員や消防団員による広報活動 防災行政無線の屋外スピーカでの放送、緊急速報エリアメール、市ホームページ やSNSから発信等を実施しているところです。直接的では、毎年各地域で開催 される自主防災訓練時に周知を行うとともに、近年は、地域によって異なる災害 想定を基とした自主防災訓練が開催され、災害状況による避難の訓練等が行なわ れています。			
避難行動要支援者における支援プラン等については、関係各課と進行している 段階であります。本支援プランについては、災害時に必要な情報提供や安全な場 所に避難できるよう一連の仕組みを整えるものと考えておりますが、個人情報保 護などの十分に配慮を行いつつ慎重な対応を行いながら早期の完了にむけ協議し てまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	6-(4)-③	担当課	危機管理課
要望内容			
集中豪雨など風水害の被害防止対策			
日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。			
回答			
本市は、生駒山系と金剛山系が連なる山地を挟んで、一級河川の大和川が流れている地形となっています。そのため豪雨等によっては、土砂災害や河川の氾濫など二重の災害が多発する恐れが想定されます。そのため土砂や河川についての危険区域などの整備におけるハード部分については、国や府を通じ関係各課と連携し対応しているところです。			
ソフト面における、市民の避難行動等の取り組みについては、「公助」とともに「自助」「共助」の取り組みが重要であると考えております。「自助」「共助」については、国の浸水想定や大阪府の土砂災害に関する指定等を掲載した「柏原市総合防災マップ」を全戸配布するとともに、マップを活用した訓練も図り意識の向上を図っています。また、市内114町会中108町会で自主防災組織を結成しているとき、災害時における救出・救護、初期消火活動や避難誘導、避難所運営など自主防災訓練に取り組まれているところです。今後も各組織等が主体的に取り組み災害対応、避難行動がスムーズに運営できるよう支援を行ってまいります。			

要請に対する回答

No.1

番号	6-(4)-⑤	担当課	地域連携支援課
要望内容			
公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について			
国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。			
回答			
市内における防犯対策につきましては、柏原警察署及び柏原防犯協会をはじめとした関係団体と連携のうえ、広報誌への掲載、街頭キャンペーンなどを実施しています。今後、市内各公共交通機関の協力を得ながら、駅前や改札口付近等のキャンペーンを実施していくとともに、自治会への防犯カメラ設置補助制度等により、駅前や通勤・通学路などの公共空間への防犯カメラ設置を推進することで、防犯環境の整備に努めてまいります。			

